

保育士就職一時金事業費

No.	Q	A	根拠・参考
1	非常勤保育士も対象になるのか？	対象になります。 常勤・非常勤にかかわらず、「1日6時間以上かつ月20日以上勤務」の条件を満たしていれば対象になります。	要綱第3条第1号
2	1日8時間で月15日勤務の保育士は対象になるか？	対象になりません。 対象になるのは「1日6時間以上かつ月20日以上勤務」の保育士です。	要綱第3条第1号
3	市内の施設を1年前にやめた保育士が再度就職した場合は、対象になるか？	対象になりません。 退職から再就職までの間が <u>2年以上</u> 空いていれば対象になります。	要綱第3条第2号
4	市外の施設で勤務していた保育士が就職した場合は、2年間空いていなくても対象になるか？	対象になります。 ※要綱上の「保育所等」は市内の施設に限ります。	要綱第3条第2号
5	企業主導型保育施設で勤務していた保育士が就職した場合は、2年間空いていなくても対象になるか？	対象になります。 ※要綱上の「保育所等」には、認可外保育施設等は含まれません。	要綱第3条第2号
6	正規職員として雇用し、一時金の支給認定を受けた保育士が、1年以内に退職した場合はどうなるのか？	一時金の支給は、1年間の勤務実績を確認してから行います(支給申請→支給決定)。 支給認定を受けても勤務実績が条件を満たしていなければ一時金は支払われません。	要綱第6条、第7条